

第3章

基本施策（今後の取組）

1 取組の方向性

基本的な4つの視点及び基本目標をもとに、「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」の基本施策を設定し、総合的な施策を展開していくことで、支援の充実を図っていきます。

2 具体的な取組内容

教育の支援

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学びの機会をもち、質の高い教育によって、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育環境の整備と支援体制の充実を図ります。

①学校教育による学力保障等の推進

家庭環境や経済的な理由によって左右されない学力保障を推進します。

現状

授業の理解に自信が持てない子どもが見受けられ、学力や進学に格差が生じています。

課題

児童や生徒一人ひとりの基礎的、基本的な学力の定着と向上を図る必要があります。



取組内容

- T T (チーム・ティーチング) 指導や少人数指導の実施、教科等指導員や大学生ボランティアを配置するなど指導方法を工夫し、子どもたち一人ひとりの理解や習熟度の程度に応じたきめ細やかな指導を行います。【学校教育課】
- 小中学生を対象に、長期休暇期間に大学生ボランティアによる補充学習を実施します。【学校教育課】
- 教員の指導力を高め、授業を活性化するため、研修や研究に係る費用について助成します。【学校教育課】

②学校・地域における学習支援の推進

子どもが体験等を通して学ぶことができる環境整備を推進します。

現状

生活に困難を抱える子どもは、社会学習や習い事など学校外の学習機会が少ない傾向があります。

課題

多様な学びの機会を提供する必要があります。



取組内容

- 日本で生活するために必要な言語力を身に付けるため、外国人を対象に日本語教室を開催します。【協働推進課】
- 生活困窮世帯を対象として、学習支援を実施します。【ふくし課】
- 適切な遊び及び生活の場を提供するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、児童クラブ事業の充実を図ります。【児童課】
- 望まない妊娠を防ぐため、小・中・高校生を対象に「いのちの教育」授業を実施します。【健康課】
- 様々な地域活動の場において子どもの居場所づくりを行う地域団体等の活動を応援します。【児童課・学校教育課】
- 放課後の時間を安心して過ごすことのできる安全な場所を提供し、児童の社会性や自主性、創造性の育成を図るため、小学校高学年の児童を対象にアフタースクールの充実を図ります。【学校教育課】
- 子ども向け、親子向け等の各種講座・教室を開催し、生涯学習の機会を提供します。【生涯学習課】
- 将来の地域活動の担い手を育成するため、様々な人との関わり場の場と体験の場を提供します。【生涯学習課】

○成人式、ミュージックフェスティバル等、青少年が自ら企画・運営する事業を開催し、青少年のグループリーダーの育成や年齢、居住地区を越えた仲間づくりを推進します。【生涯学習課】

○地域や学校等で自分の居場所を見出せない子どもや若者、家族に対して、定期的に居場所を開設します。【社会福祉協議会】

○地域において、子どもの居場所を運営する団体等に対する活動を支援するとともに、子供の居場所を始める団体等に対して立上げ等の支援を行います。【社会福祉協議会】

○保育園や児童館など様々な施設にてボランティア活動を実施します。【社会福祉協議会】

③就学支援の充実

子どもたちが就学を継続することができるよう、総合的な支援の充実化に取り組みます。

現状

経済的な理由で進学を諦めている子どもがいます。

課題

全ての子どもが希望する進路を選択することができるよう支援をする必要があります。

取組内容

○高等学校や大学等の受験検定料の捻出が困難なひとり親等に検定料等の一部を給付し、児童の将来の自立に向けた取り組みを支援します。【児童課】

○ひとり親家庭等に対して、修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施し、自立意欲の助長を図ります。【児童課】

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。【学校教育課】

○私立高等学校、私立専修学校高等課程に就学する生徒の保護者や勤労生徒の負担を軽減するため、授業料の補助を行います。

【学校教育課】

○特別支援学校へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の補助を行います。

【学校教育課】

○就学に必要な資金の確保が困難である者に対し、入学金等の貸付を実施します。

【社会福祉協議会】



生活の支援

貧困世帯の多くは、心身の健康、家庭、人間関係など多種多様な問題を抱えていることから、教育、福祉、地域など関係機関が連携し、包括的な支援を行うことで貧困の連鎖を断ち切ります。

①親への生活支援の充実

生活に困難を抱える親の負担を軽減するため、多方面からの生活支援に取り組みます。

現状

子育てと仕事の両立など生活に負担や不安を感じている親が多く存在します。

課題

それぞれの家庭が自立をし、安心して生活できるようサポートをしていく必要があります。

取組内容

- 外国籍の方が暮らしやすいよう、言語サポート職員体制を構築するとともに、多言語による情報提供等を行うことで定住外国人の生活環境の向上を図ります。【協働推進課】
- 離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある者に対し、住宅確保給付金を支給します。【ふくし課】
- ひとり親家庭等に対して、住宅の建設等や住居の移転に必要な資金の貸付けを実施し、生活環境を整えるよう促します。【児童課】
- 子どもの育児、しつけ、養育費、面会交流の講座や当事者間の交流会、情報交換会を行い、地域での生活を総合的に支援します。【児童課】
- 必要な情報提供及び支援を行う県の母子・父子自立支援員や養育費支援センター等の各関係機関と連携し、養育費や面会交流などひとり親家庭等に対する総合的な相談を行います。【児童課】

○生後4か月までの乳児のいる家庭に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、子育ての孤立を防ぎます。また、子育て支援に関する情報提供を行い、不安や悩みを聞くとともに、適切なサービスに繋がります。
【健康課】

○乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防のため、必要な健康診査及び保健指導を行う乳幼児健康診査を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図ります。
【健康課】

○町営住宅について、申込み時期によっては福祉向け住宅として、ひとり親家庭等の優先入居制度を設け入居者を募集します。
【都市計画課】

○スクールカウンセラー、心の健康相談員、子どもと親の相談員などの設置により、相談体制の充実を図ります。
【学校教育課】

○民生・児童委員や県の母子・父子自立支援員、町担当課とコミュニティーソーシャルワーカーが連携して、各家庭の抱える問題について総合的な相談を行います。
【ふくし課・児童課・社会福祉協議会】

○不登校や引きこもり等の問題を抱える子どもの親を対象として情報交換会を実施し、当事者同士の交流の場を設けます。
【社会福祉協議会】

○緊急で食料の支援が必要な世帯に対して、一時的に支援機関を通じて食料を提供します。
【社会福祉協議会】

○経済的困難を抱えている家庭に対し、安定した家計管理が行えるよう支援します。
【社会福祉協議会】

②子どもへの生活支援の充実

子どもたちが地域において孤立することなく生活できるよう支援します。

現状

放課後、安心して過ごせる場所がないと感じている子どもが見受けられます。

課題

子どもたちが安全に過ごせる環境を作る必要があります。



取組内容

○適切な遊び及び生活の場を提供するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、児童クラブ事業の充実を図ります。
【児童課】

○様々な地域活動の場において子どもの居場所づくりを行う地域団体等の活動を応援します。
【児童課・学校教育課】

○放課後の時間を安心して過ごすことのできる安全な場所を提供し、児童の社会性や自主性、創造性の育成を図るため、小学校高学年の児童を対象にアフタースクール事業の充実を図ります。
【学校教育課】

○地域や学校等で自分の居場所を見出せない子どもや若者、家族に対して、定期的に居場所を開設します。
【社会福祉協議会】

○地域において、子どもの居場所を運営する団体等に対する活動を支援するとともに、子どもの居場所を始める団体等に対して立上げ等の支援を行います。
【社会福祉協議会】



③生活に困難を抱える家庭への支援体制の充実

各関係機関等との連携を強化し、生活に困難を抱える家庭を支援する体制づくりを進めます。

現状

子どもが貧困に陥る背景には、家庭内の問題等が複雑に絡み合っていることが多く見受けられます。

課題

各関係機関が協力し合い、当事者の問題の解決へと導く必要があります。



取組内容

○必要な情報提供及び支援を行う県の母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親家庭等に対する総合的な相談を行います。

【児童課】

○生後4か月までの乳児のいる家庭に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、子育ての孤立を防ぎます。また、子育て支援に関する情報提供を行い、不安や悩みを聞くとともに、適切なサービスに繋がります。

【健康課】

○乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防のため、必要な健康診査及び保健指導を行う乳幼児健康診査を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図ります。

【健康課】

○スクールカウンセラー、心の健康相談員、子どもと親の相談員などの設置により、相談体制の充実を図ります。

【学校教育課】

○民生・児童委員や県の母子・父子自立支援員、町担当課とコミュニティーソーシャルワーカーが連携して、各家庭の抱える問題について総合的な相談を行います。

【児童課・ふくし課・社会福祉協議会】

就労の支援

保護者の就労は、生活安定を図るうえで重要であるとともに、働く姿を子どもに示すことで労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、教育的な意義からも大切です。愛知県やハローワーク等の関係機関と連携し、自立に向けた親の就労支援やひとり親の資格取得等に対する給付などにより支援します。

①親への就労支援の充実

安定した職に就けるよう、就労機会の確保など、きめ細やかな支援を実施します。

現状

生活費の不足や、学用品が買えない時があるなど、経済面が不安定な家庭が見受けられます。

課題

安定した収入が得られるよう促す必要があります。



取組内容

○就労支援を希望する世帯に対して、県知多福祉相談センターへ適切に繋ぎ、生活困窮者自立支援制度による就労支援を行うことで、自立を支援します。【ふくし課】

○ひとり親家庭に対して、母子自立支援員、ハローワーク及びママ・ジョブ・あいち等と連携して就労や転職のサポートをします。【児童課】

○就労を希望する者に対して、若者サポートステーション等を活用し、就労に繋がります。【社会福祉協議会】



②親の学び・自己啓発の推進

正規雇用に移行し、安定した収入が得られるよう、就労に関するスキルアップを図ります。

現状

就労しているものの、非正規雇用が多い傾向があります。

課題

安定した職に就けるよう、必要な知識や技術を身に付ける必要があります。



取組内容

○母子家庭の母及び父子家庭の父が自立した生活を送るために、仕事につながる講座や資格取得の受講料又は就職面接時や講座受講時の一時保育等の利用料の一部を給付します。 【児童課】

○母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために各種学校等の養成機関で就業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。 【児童課】



経済的支援

教育や生活、就労に係る様々な取り組みを進めるほか、世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当等の給付、貸付制度などにより支援します。

経済的支援の充実

生活に困難を抱える家庭の生活基盤を支える支援の充実化を図るとともに、制度周知の徹底を行います。

現状

生活費や子どもの学費等の確保など、経済面で負担を感じている家庭が多くあります。

課題

支援を必要とする家庭へ適切に支援が行き届くよう促す必要があります。

取組内容

- 生活に困窮する家庭等の相談・支援において、県知多福祉相談センターと連携し、生活保護制度を始め各種制度への適切な繋ぎを実施するとともに、自立を支援します。【ふくし課】
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために中学校終了前の児童を養育している保護者に児童手当を支給します。【児童課】
- 18歳以下（18歳到達年度の末日）の児童（児童扶養手当については、障害のある児童の場合は20歳未満）を監護・養育し、一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して町遺児手当を支給します。この他、国制度として児童扶養手当、県制度として愛知県遺児手当があります。【児童課】
- 高等学校や大学等の受験検定料の捻出が困難なひとり親等に検定料等の一部を給付し、児童の将来の自立に向けた取り組みを支援します。【児童課】

○ひとり親家庭等に対して、修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施し、自立意欲の助長を図ります。町は受付窓口となっています。【児童課】

○ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けられるよう、一定の要件に該当するひとり親家庭等の医療費について、自己負担相当額を助成します。【保険医療課】

○安心安全な出産・育児、産後うつ予防や虐待予防等のため、妊婦健康診査、産婦健康診査を公費負担することにより、母子の支援をします。【健康課】

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。【学校教育課】

○私立高等学校、私立専修学校高等課程に就学する生徒の保護者や勤労生徒の負担を軽減するため、授業料の補助を行います。【学校教育課】

